

【耕作目的】農地法第3条許可申請に必要な書類一覧表

| | | |
|-----|------------------|-------|
| 申請者 | 譲受人・譲渡人・代理人 (氏名) | (連絡先) |
|-----|------------------|-------|

農地や採草放牧地を売買・贈与により所有権を移転しようとする場合や、賃貸借等により使用収益権を設定・移転しようとする場合には、申請地所在地の農業委員会の許可を受けなければならない(農地法第3条)。

許可を受けないでした売買・賃貸借等はその効力を生じない(農地法第3条第7項)。
(契約を締結し、対価を支払ったとしても、農地法の許可書がないと登記できません。)

★許可を受ける条件は、下記のとおりとなっております。

1. 農地のすべてについて効率的に利用して耕作等をすると認められる。
2. 譲受人(その世帯員等を含む)が年間150日以上の農作業に従事することが可能であること。
3. 譲受人の耕作面積(申請分の農地も含む)が50アール(=5,000㎡、1,500坪)以上であること。
※特例として現に耕作している農地の隣接農地を権利取得する場合があります。
4. 取得後に行う耕作が、場所、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農業上の効率的な利用に支障がないこと。
5. 法人の場合、農地所有適格法人であるか審査されます。

【注意事項】

◆申請の受付は、毎月10日から15日まで(15日が閉庁の場合は翌開庁日まで)

◆添付書類は必要に応じ追加する場合があります。

◆3条許可で農地を取得した場合、短期間に第三者へ転売又は自ら転用することはできません。

【恩納村農業委員会】
TEL : 966-1204
 FAX : 966-2265

| | 書 類 | 提出部数 |
|----|---|---------------------------------------|
| 1 | 許可申請書 ※申請者、申請地が複数で1枚目に記入できない場合、別紙様式へ記入して下さい。 | 譲渡人数+ 譲受人数+ 受付分1部 (許可証及び受付分) |
| 2 | 申請地の登記事項証明書 (全部事項証明書・登記官の印影があるものに限る。) | 各1部 |
| 3 | 契約書の写し (法第3条第3項による許可を受けようとする者については、適正に利用しない場合の解除する旨等の記載がある契約書の写し) | |
| 4 | 住民票謄本(譲受人の世帯員全員) | |
| 5 | 住民票抄本(譲渡人) ※登記簿記載の住所と現住所が異なる場合、戸籍の附票などの現住所とのつながりが分かり、同一人物であることを確認できる書類も添付。 | |
| 6 | 耕作証明書 (譲受人住所地の農業委員会等に申請必要) ※耕作状況を確認して発行するため、事前に連絡することをお勧めします。 | |
| 7 | 営農計画書(譲受人) | |
| 8 | 申請地および付近の状況を表示する図面(見取図) | |
| 9 | その他必要と思われる署名 | |
| 10 | 法人(農業生産法人含む)の場合 定款又は寄付行為の写し(譲受人) | |
| 11 | 農業生産法人の場合 組合員名簿または株主名簿の写し(譲受人) | |
| 12 | 委任状(※実印押印の上、印鑑登録証添付) | |